

ソクラテスのダイモニオンと理性（ロゴス）

田 中 龍 山

はじめに ガラクシドロスの問い

プラトンの対話篇に登場するソクラテスは、一方で、ダイモニオン、すなわち「神霊のようなもの」に従って行為し、他方、ロゴス（理性・議論）の判断にのみ従って行為すべきと主張している。「神霊に憑かれた哲学者」とでも言うべきこのソクラテスの二面性は、そもそも相容れないものではないか、これが、本論で取り上げる問いである。本論では、この問いを最初に投げかけた人物の名にちなんで、以下「ガラクシドロスの問い」と呼ぶことにする⁽¹⁾。

第1節 プラトン対話篇におけるダイモニオン

最初にいくつかのことを確認しておきたい。プラトンの対話篇のなかで、ソクラテスの行為に関与したとされるようなダイモニオンが語られるのは、それほど多くはない。『ソクラテスの弁明』（以下『弁明』）26b-27e, 31c-e, 40c, 41d、『エウテュブロン』3b、『エウテュデモス』272e、『国家』496c、『パイドロス』242b-c、『テアイテトス』151aの以上である⁽²⁾。プラトンの著作年代でみると、最初期の『弁明』にはじまり、円熟した（おそらくはプラトンの）思想が語られる『国家』をへて、さらに後期のはじめに位置づけられる『テアイテトス』においてもソクラテスのダイモニオンは登場する、このことはまず注目に値するであろう。

では、ソクラテスは、ダイモニオンをどのように語っているのか。ソクラ

テスの探求は、たとえば「徳とは何か」の探求に代表されるように、「何であるか」という問いをめぐって、そして、それを何よりも優先すべき問いとみなしながらも、残念ながら、「ダイモニオンとは何か」という問いが端的に立てられ、論じられている形跡はない。このことはひとつの謎と言っている⁽³⁾。ソクラテスはダイモニオンについて、いつ、どのような場面で、どのように生じたのか、その個人的な経験を語るのみである。わたしは、それが語られている次のふたつの証言を考察の出発点としたい。

証言 1

「わたしがまさに川を渡って向こうへ行こうとしていたときに、よき友よ、ダイモーンの合図、いつもわたしにおとずれるあの合図が、現われたのだ。それはいつでも、何かしようとするときにわたしをひきとめるのだが。――そして、そこから声のようなものが聞こえて、わたしがなんと、神聖なものに対して何か罪を犯しているから、自らその罪を清めるまでは、ここを立ち去ることはならぬと、こうわたしに命じたように思えた」『パイドロス』242b8-c3

証言 2

「これはわたしには、子供の時から始まったもので、声のようなものとなって現われるのです。それが現われる時は、いつでも、わたしが何かをしようとしているときに、それをわたしにさしとめるのでして、それをせよとすすめることは、どんな場合にもありません。そしてまさにこのものが、わたしに対して、政治の活動することに反対しているわけなのです。そしてそれが反対するのというのは、わたしには十分うなずけることだと、わたしには思われる」『弁明』31d1-6

これらふたつの証言に述べられていることから、ソクラテスのダイモニオンの特徴として、まず以下の点が挙げられるであろう。

- (A) ダイモーン（神霊）の合図である。
- (B) 「声のようなもの」としてソクラテスに現われる。
- (C) ソクラテスにとっては子供のころからの馴染みのものである。
- (D) いつも何かしようとするときにソクラテスをひきとめるのであって、それをせよとすすめることはけっしてない。

これらの特徴に関連することを、他の証言も手掛かりとし、もうすこしはつきりさせておこう。まず (A) について、ソクラテスは『弁明』のなかでは、別の言い方をし、「ダイモニオンの予言」(40a3)、または「神の合図」とも呼んでいる。また (C) と (D) に関して、ソクラテスは、「これまでの全生涯を通じて、いつもたいへん数多く、ごく些細なことについても現われた」(40a3-5) と述べている。さらに、ダイモニオンが自分にだけ現われる特殊なものであると語る、次の証言にも注目しておきたい。

証言 3

「しかしわれわれのもののことは挙げる値打ちはあるまい。それはダイモニオンの合図のことだがね。というのは、これまで人々のうちのほとんど誰にもそれは現われたことはないのだから」『国家』496c3-5

繰り返しとなるが、ソクラテスのダイモニオンの特徴を以下のように整理しておく。

ソクラテスのダイモニオンは、

- (A) ダイモーン・神の合図である。
- (B) 「声のようなもの」としてソクラテスに現われる。
- (C) ソクラテスにとっては、子供のころからの馴染みのものであって、些細なことにも頻繁に現われた。
- (D) いつも何かしようとするときにソクラテスをひきとめるのであって、それをせよとすすめることはけっしてない。(禁止の命令のみを告げる)

(E) ソクラテス以外のひとに現われることはほとんどない。

第2節 ダイモニオンとロゴス

さて、ソクラテスが、以上のように特徴づけられるダイモニオンを行為の原理としていたなら、次の証言を語るソクラテスとは、やはり、ガラクシドロスが指摘したように、「矛盾する」ように思われるのである。

証言 4

「わたしという人間は、自分でよく考えてみて、これが最上であるということが明らかになった言論（ロゴス）以外には、他の何ものにも従わないような人間なのであって、これはいまに始まったことではなくて、いつもそうなのだ。だから、いままでわたしが言っていた言論（ロゴス）を、わたしがこういうめぐりあわせになったからといって、いまさら放棄することはできないのだ。むしろそれらは、わたしにとっては、ほとんど前と変わらないものに見えるのであって、わたしはそこで言われている言論に対して、ちょうど前に払っていたのとおなじ敬意を払い、これと同じものとして尊重しているのだ。だから、もしわれわれが、これまで言われたこと以上に、もっとすぐれたことを、いまこの場で言うことができなければ、いいかね、わたしはけっしてあなたに譲歩しないだろう」『クリトン』46b3-c3

この証言は、監獄のなかで亡命を勧めるクリトンに向かって語った言葉である。まさに、ソクラテスのロゴス（理性・議論）の立場を端的に表している。そしてじっさい、ソクラテスはこの発言の後、議論によってクリトン説き伏せ、みずからの立場を貫き通した。亡命ではなく死を選びとったのだ。このように死さえもいとわずに、「ロゴスにのみ従う」ことを行為で示したソクラテスと、前節で明らかとなった「神の合図に従って」行為するソクラ

テスとは、どのような関係にあるのであろうか。

この問題をめぐっては、ここ二、三十年のあいだに、数多くの解釈が提出されている。だが、可能となる解釈は、ある論者の言葉を借りれば、「ソクラテスのダイモニオンへの信頼から、非合理的なシミのようにみえる要素を完全に取り除いて、ダイモニオンを理解する何らかの方法を見つけるか、あるいは、つねに説得という理性的原理のみに基づいている、というソクラテスの主張を受け入れずに、それを端的に拒む」⁽⁴⁾というふたつであるという。つまり、証言4の「ロゴスにのみ従う」という主張を重視し、神的なものとしてのダイモニオンをロゴスのもとに位置づけようとする解釈（解釈R）と、証言4を強く受け取らず、ダイモニオンというロゴス以外の原理があったと認めてしまう解釈（解釈G）である。その論者が言うには、ソクラテスに共感を抱く研究者は、後者の選択肢にはまったく魅力を感じておらず、多くの研究者たちは、前者の立場でいくつかの解釈のバリエーションを展開している状況にある。これらの解釈にも目を配りながら、考察を進めていきたい。わたし自身が本論で提出する解釈をあらかじめ示しておく、ダイモニオンとロゴスというふたつの行為の原理がソクラテスには存在していたが、しかしそのことは証言4の「ロゴスにのみ従う」という主張とは矛盾しない、というものである。

*

さて、たしかに、証言4のロゴスの立場からすると、ダイモニオンは消し去ってしまうべき「シミのようにみえる」であろう。しかし、逆に、ダイモニオンの側からみると、かならずしもロゴスを異物とみなすわけではない。そのことは、先に挙げたダイモニオンの特徴のいくつかにおいて、はっきりと示されている。

まずは、特徴（A）に注目しよう。ソクラテスは、ダイモニオンを「声のようなもの」であると同時に、「合図」と述べている。つまり、ソクラテスには、明確に分節された言葉が伝えられるわけではない。むしろ、単なる「音声」であるダイモニオンは、それを「合図」として、すなわち「何かを指し

示すもの」として受け取り解釈するソクラテスがいて、はじめてダイモニオンとして成立するのである。そこにロゴスがはたらく余地はある。いやむしろ、ロゴスなくしてダイモニオンは成立しない、と言ってもいいであろう。

さらに、特徴（B）の「ソクラテスに現われる」という言い方にも注意が必要かもしれない。ダイモニオンは、ソクラテスの意図とは無関係に、あくまでも主体（主語）として、ソクラテスに生じるのである。それは、ロゴスのある種、能動的な働きとは対比的なものであろう。そうすると、ソクラテスのひとつの行為に、ダイモニオンは受動的に、ロゴスは能動的に関与するものであった、と言えるかもしれない。

また、いわばこの「ダイモニオンとロゴスの両立」という解釈は、ダイモニオンが、禁止の命令のみを告げるという特徴（D）によっても強く支持されるように思われる。わたしは、ダイモニオンに従うソクラテスは、ふたつの局面においてロゴスに従うことが可能であると考ええる。

まず、ひとつの局面は、ダイモニオンの合図に先立って、そこにソクラテス自身による行為への決定がすでにあった、という点である。それは、証言1、証言2ともに同じ言葉で語られている。ダイモニオンは、ソクラテスが「行なおうとしていたそのこと（ὁ ἄν μέλλω πράττειν）」へ向けられたものなのである。しかも、「行為（πράττειν）」と言われていることは注目すべきかもしれない。つまり単なる「欲求」に対して、ダイモニオンの合図が与えられるのではないのである。先にわたしは、ダイモニオンはプラトンの著作年代の長い時期にわたって語られていると言及した。そうであれば、たとえば『国家』第四巻で語られる「行為」を思い出してみることも有益であるだろう。そこでは、魂の内的な葛藤をへて、その理性的部分（ロギスティコン）の導きのもとにある状態が「正しさ」と定義され、「まさしくそのうえで行為する（δὴ πράττειν ἢδῃ）」（443e2）と言われていた。つまり、ソクラテスが「行なおうとしていたそのこと」はすでに、ロゴスによる判断にもとづくものであった、と考えられるのである。

つづいて、もうひとつの局面は、ダイモニオン発現のあとである。先の証

言1で、ソクラテスは、ダイモニオンが生じた後に、「そして、そこから声のようなものが聞こえて、わたしがなんと、神聖なものに対して罪を犯しているから、その罪を清めるまではここを立ち去ることはならぬと、こうわたしに命じたように思えた」と述べている。しかしながら、ダイモニオンの合図は、単なる「声のようなもの」であり、具体的にこのような内容を語ったわけではない。むしろ、ダイモニオンの合図をきっかけとして、ソクラテスが、禁止の理由を考えて得た結論であろう。それは、ソクラテス自身がロゴス（理性・議論）によって得たものと言っていいはずである。また、証言2の該当箇所では、ダイモニオンは、政治の活動をしようとしたソクラテスに禁止の命令として現われた。それを受けてソクラテスは、「ダイモニオンが反対するのというのは、わたしには十分うなずけることだと思われる」と語っていた。つまり、ここでも、なぜそれを禁止するのかに関して、ソクラテスはみずからのロゴス（理性・議論）によって納得したのである。したがって、証言1、証言2のいずれの場合においても、ダイモニオンは、ソクラテスにロゴスをはたらかせるきっかけとして作用した、このように考えることができるであろう。

また、この局面は、ダイモニオンが生じなかった場合にもあてはまる。『弁明』のなかで、ソクラテスは、裁判に向かい家を出ようとしたときも、法廷に入ろうとしたときも、弁論で何かを言おうとしたときも、ダイモニオンが生じなかったことを受けて、次のように語っている。

証言5

「妙なことが生じたのです。というのは、わたしにいつも起こる例のダイモニオンの予言というものは、これまでの全生涯を通じて、いつもたいへん数多く現われて、ごく些細なことについても、わたしの行なおうとしていることが、正しくない場合には、反対したもののなのです。・・・ところが、そのわたしに対して、朝、家を出る時にも、神の例の合図は、反対しなかったのです。・・・それなら何が原因なのでしょう」『弁明』40a3-b1,b6

ソクラテスは「妙なことが生じた」と述べているが、それはここでは、「ダイモニオンが生じなかったということが生じた」という意味である。ダイモニオンは何らかの行為への禁止の命令として現われるが、逆に言うと、ダイモニオンが現われないということは、「行なおうとしていたそのこと」への容認を意味するのである。そのことは、ソクラテス自身、明確に次のように語っている通りである。

証言 6

「そういうひとりにリュシマコスの子アリスティデスがあり、その他、非常に多くの者がある。この連中には、もし彼らがもう一度やってきて、わたしと一緒になってくれと願って、あきれるようなことまでして見せる場合、わたしにいつも現われる例のダイモニオンが、そのある者とは一緒になることを妨げ、他のある者とは一緒になることを許す」『テアイテトス』151a1-5

これは『テアイテトス』でのソクラテスの発言である。ここでは、ダイモニオンが「妨げる」、あるいは「許す」という言い方がされているのである。

では、もう一度、先の証言5の場面に戻ろう。裁判の当日、裁判所に向かう時にも、弁明をするときも、ソクラテスにダイモニオンが生じなかった。つまり、ソクラテスが行なおうとしていることを、ダイモニオンは「許した」のだ。その許しを受けて、ソクラテスはやはりここでも、「それなら何が原因なのでしょう」と問うているのである。そして、そこでソクラテスが行なったロゴス（理性・議論）は、きわめて容易に理解できる。それはこうである。

- ・これまで、わたしの行なおうとしていることが、正しくない場合には、ダイモニオンはいつも反対した。
- ・しかるに、いまダイモニオンは反対しない。
- ・したがって、いまわたしが行なおうとしていることは正しい。

ソクラテスはこの場合も、ダイモニオンに従いながら、同時にロゴスにも従って行為したのである。

以上をふまえて、ソクラテスにダイモニオンが生じる・生じない場面を、ひとまず大枠として定式化してみよう。

- (1) ソクラテスがロゴスによって判断し、ある何かをしようとする。
- (2) そこに、ダイモニオンが生じたり、生じなかったりする。
- (3) ソクラテスは、その行為を行なう、あるいは行なわない。
- (4) ソクラテスは、みずからのロゴスによってその理由を考察し、納得している。

ソクラテスがダイモニオンに関連してある何からかの行為(3)を成し遂げる場合、そこには、ロゴスに従う局面(1)(4)と、ダイモニオンに従う局面(2)が、ともに共存しているのである。そこにはまた、先に述べた、行為への受動的関与と、能動的関与という区別も重なり合うであろう。そのソクラテスの行為は、さしあたって、ロゴスに従うとともに、ダイモニオンに従うと言えるだろう。

第3節 ダイモニオンと神

さて、前節では、ソクラテスのダイモニオンにおけるロゴス的な側面を明らかにした。そのひとつに、「合図」であるダイモニオンは、それを受け取り解釈するソクラテスがいて、はじめてダイモニオンとして成立する、と述べた。だがそれと同時に、当然のことながら、その送り手も存在しなければならない。その送り手を、ソクラテスは、特徴(A)でみたように、ダイモン(神霊)、あるいは神と呼んでいるのである。そのダイモン、神とは何であるのか。この節では、ダイモニオンの神的な側面を見て行きたい。

まず問題となるのは、当時の一般的な神やダイモンへの信仰との関係で

あろう。ソクラテスのダイモニオンは、「ダイモニオンの予言」とも言われていた。はたして、ダイモニオンは、当時の他の神的な予言と同じものなのであろうか。あるいは、それらとは区別される特殊なものであろうか。また、もし区別されるとすれば、どういった点で特殊なのであろうか。

3-1 ダイモニオンと他の神的予言

じっさいのところ、プラトンの描くソクラテスは、ダイモニオン以外にも、神や神的なものに言及し、またそれらへの信頼をいたるところで口にしている⁽⁵⁾。たとえば、『弁明』でも、ソクラテスは「デルポイの神」（20e8）、すなわち、予言の神アポロンに、「神託を求め」（21a5）ているし、知を愛し求めるという自分自身の営みを説明するにあたって、次のように述べてもいるのである。

証言 7

「しかし、わたしにとっては、それは、わたしの申し分どおり、神によって、なせと命じられたことなのです。それは神託によっても伝えられたし、夢知らせによっても伝えられたのです。また何かほかに、神の決定で、人間に対して、まあ何であれ、何かをなすことが命ぜられる場合の、あらゆる伝達の方法がとられたのです」『弁明』 33c4-8

ソクラテスのダイモニオンとは、この証言の最後に言われている「何かほかに、神の決定で、人間に対して、まあ何であれ、何かをなすことが命ぜられる場合の、あらゆる伝達の方法」のうちのひとつにすぎないのであろうか。予言などへの信頼が語られているのは、『弁明』だけではない。『パイドロス』では、ダイモニオンが語られた証言 1 のまさしく続きで、次のようにソクラテスは述べているのである。

証言 8

「ところで、わたしは占いができるのだ。あまりうまくはないがね。しかしちょうど字の下手な人たちと同じで、ただ自分だけのためなら、けっこう間に合うのだ。・・・じっさい、友よ、魂というものは、一種の予言の力をもっているのだねえ」『パイドロス』242c3-5,6-7

これらの証言を見ると、ソクラテスはとくにダイモニオンだけを特殊なものとしなしてはいないようにも思われる。先に挙げた解釈 G に立つ研究者たちのなかにも、ダイモニオンを外部からソクラテスにもたらされたものと認めたくて、それを当時のギリシア世界のなかから特定しようとするいくつかの試みがある。特徴的なものを箇条書きで示す。

解釈 (G-1) ソクラテスのダイモニオンは、予言の神アポロンによってもたらされたものである⁽⁶⁾。

解釈 (G-2) ダイモニオンには、オルペウスやピュタゴラス派に由来する神の影響がある⁽⁷⁾。

解釈 (G-3) ダイモニオンは、ヘシオドスの語った守護神としてのダイモンによるものである⁽⁸⁾。

だが、これらの解釈はいずれも、あるひとつの困難に出会う。それは、特徴 (E) との整合性である。ソクラテスはみずから、「これまで人々のうちのほとんど誰にもそれは現われたことはない」と述べ、当時の人たちが経験したことのない特殊なものとしてダイモニオンを語っていたのである⁽⁹⁾。

3-2 「新奇なダイモニオン」

そして、ソクラテスのダイモニオンの特殊性は、それこそまさに、彼の論敵たちが指摘したことでもあった。というのも、ソクラテスに対するメルトスの訴状は、以下のようなかたちで伝えられているからである。

証言 9

「いわく、ソクラテスは犯罪人である。青年たちを腐敗させ、国家の認める神々を認めずに、新奇なダイモニオンを認めるがゆえに」『弁明』24b8-c1

「新奇なダイモニオン」と言われているように、ソクラテスの語るダイモニオンは一般的な神々とは異なる、というのが、メレトスの訴えなのである。またソクラテス自身も、ダイモニオンがそのようなものとして理解されていることを自覚していたし、さらには、そのような理解の原因が、自らが語るダイモニオンにあることも認識していたようなのである。そのことは、『エウテュブロン』のなかでの次のようなやり取りから明らかである。

証言 10

ソクラテス「それが君、ただそう言われただけでは、なんとも奇妙なことなのだよ。つまり、彼（メレトス）はわたしが神々の創作者であると言うのだ。そして、わたしのことを新奇な神々を創作して、古来の神々を認めない者とみなして、まさにこれらのことゆえに告訴した、とこう主張するのだ」

エウテュブロン「わかりました、ソクラテス。それはきっとあなたが、自分にはしばしばダイモニオンが現われるとおっしゃるからですよ」『エウテュブロン』3B1-6

では、このような自覚のうえで、ソクラテスは先のメレトスの訴状に対してどのような弁明を行なったのか。その議論の筋はこうである。

(Ⅰ) ソクラテスはダイモニオン（ダイモーンに関するもの、ダイモーンの合図）を認めている。

(Ⅱ) ダイモニオンの存在を認めているものは、ダイモーンの存在を認めている。

(Ⅲ) ダイモーンを、われわれは神、もしくは神の子と考えている。

(Ⅳ) したがって、ソクラテスは神を認めている。

ソクラテスは、論点 (Ⅲ) (Ⅳ) については、次のように述べている。

証言 1 1

「また他方、ダイモーンというものが、神の傍系の子供であって、ニュンフその他の、言い伝えられているような女性から生まれてきたものであるとするならば、神の子の存在は信じるけれども、神は信じないなどという者が、世に誰かあるだろうか」『弁明』27d6-10

つまり、ソクラテスがとった戦略は、ダイモニオンを当時の一般的なダイモーン信仰へと解消する、というものであったのだ。しかしながら、多くの研究者たちが指摘しているように⁽¹⁰⁾、ここでのソクラテスの議論の進め方には問題がある。それは、論点の (Ⅰ) を語るさいに、「それが新しいものか、古いものかということは、次のことにして、とにかく、あなたの言うところによれば、わたしがダイモニオンを認めているのは間違いないわけで、あなたの訴状のなかにも、そのことが宣誓されている」(27c6-8) と述べ、「新奇な」というメレトスの指摘を素通りしている点である。しかしながら、もし、論点 (Ⅲ) で言われているように、ダイモーンの存在、また、それへの信仰というのが、当時一般的なものであったならば、なおいっそう「新奇な」という部分こそ、ソクラテスは議論しなければならなかったのではないか。なぜ、そうしなかったのか、これもひとつの謎である⁽¹¹⁾。さらに言うと、ソクラテス自身が、ダイモニオンの特殊性を語っていたはずである。そうであるなら、ここで「新奇さ」をただたんに、一般的なダイモーン信仰へと解消してしまうことは、むしろソクラテスにとって不都合なことのようにも思われるのである⁽¹²⁾。

第4節 ダイモニオンの特殊性

では、つづいて、前節の議論もふまえながら、特徴（E）についてあらためて考察していきたい。そこで「これまで人々のうちのほとんど誰にもそれは現われたことはない」と言われているダイモニオンの特殊性は、ソクラテスにのみ現われるという固有性である。では、ソクラテスは何をもってそのように「自分に固有なもの」と判断したのであろうか。考えられるのは以下の可能性である⁽¹³⁾。

- （α）送り手である神・ダイモンが特殊なものである。
- （β）送られたものであるダイモニオンのあり方が特殊である。
- （γ）ダイモニオンの受け手であるソクラテスの対応の仕方が特殊である。

まず（α）について考えてみよう。たしかに、ソクラテスは、周辺のひとにダイモニオンを語ることによって、「新奇なダイモニオンを認める」（証言9）、あるいは「新奇な神々の創作者」（証言10）と映ったかもしれない。しかしながら、メレトス論駁の議論で見たように、ソクラテスは、みずからのダイモニオンを一般的な神・ダイモン信仰へと解消している。また、証言10については、ソクラテスがそのことを「奇妙なこと」と述べている。それらのかぎりでは、ソクラテスが特殊な「送り手」といったものを想定しているとは思われない⁽¹⁴⁾。きっとある種のずれが、ソクラテスと周囲の人たちとのあいだで生じていたのであろう。

では、ダイモニオンのあり方という点（β）はどうであろう。ソクラテスは、証言7において、「神は人間に何かを命じる場合には、神託や夢知らせ、他にもあらゆる伝達手段を用いる」と述べている。そうすると、ダイモニオンもそのひとつと考えられるかもしれない。しかしわたしは、伝えられる内容の点で、ダイモニオンは他の神的予言とは明確に区別されると考える。それは、先の特徴（D）である。そして証言7が、「神の決定で、人間に対して、まあ何であれ、何かをなすことが命ぜられる場合」と語られている以上、そ

こにダイモニオンを含めて考えてはならないだろう。証言7で語られているのは、神的予言へのソクラテスの信頼である。そしてその信頼という点で、ソクラテスはダイモニオンを他の神的予言と同等とみなしたかもしれない。だが、禁止の命令のみを伝えるという点では、はっきりと区別されねばならないであろう⁽¹⁵⁾。

そして、いま述べたダイモニオンの特殊性は、とうぜんのことながら(γ)と関連してくる。というのも、何か具体的な行為を命じるものと禁止のみを命じるものとは、対応の仕方も異なるからである。後者においてはよりいっそうのロゴスのはたらきが求められるはずである。もちろん、たとえば神託や夢知らせにおいて、それらを解釈するのにロゴスのはたらきは必要であろう。げんにソクラテスは、「ソクラテス以上の知者はいない」という神託を、まさしく「論駁」⁽¹⁶⁾しているのである。しかし、第2節で明らかにしたように、禁止の命令のみを告げるダイモニオンにおいては、ロゴスのはたらきがその前後において成立するものであった。そういう意味で、ダイモニオンの(他の神託と比べた)よりいっそうのロゴス的な性格が見て取れるであろうし、それがソクラテスにのみ生じたのであれば、ソクラテスの対応もまたおのずと(他の神託への人々の対応の仕方と比べて)特殊なものにならざるをえなかったであろう。よりいっそうロゴス的という対応である。そして、神的なものに対するソクラテスのロゴスの対応は、当時の人たちには、新奇なものとさえ映ったのではないか。もしかすると、ロゴスを神にとって代わるものとしているかのような印象を、ひとびとに与えたかもしれない⁽¹⁷⁾。

さて、ソクラテスのダイモニオンの特殊性を考察するなかで、やはりふたたび、ダイモニオンにおけるロゴスのはたらきがクローズアップされてきたように思われる。そして、ここであらためて『クリトン』の証言4を思い起こしてみるならば、いっそうのことダイモニオンから、非ロゴス的なものを完全に排除してしまいたい、あるいは、それが不可能であるならできるかぎりロゴスに主導的な役割を割り振りたい、といった欲求が解釈者たちに生じるのも自然なことかもしれない。きっと、「ガラクシドロスの問い」もこれ

らと同じ気持ちから発せられたのであろう。ここで、近年のロゴスの側に立つ代表的な解釈（解釈R）をいくつか振り返っておきたい。以下、箇条書きに示す。

解釈（R－1）ダイモニオンはじつはソクラテスの理性（ロゴス）の声、あるいは良心のようなものである⁽¹⁸⁾。

解釈（R－2）ダイモニオンそれ自体が、議論（ロゴス）による批判的吟味（エレンコス）をへているからこそ、ソクラテスに信頼される⁽¹⁹⁾。

解釈（R－3）ダイモニオンが信頼されるのは、「神は善きものである。ダイモニオンは神の声である。したがって、ダイモニオンは善きものである」といった、合理的根拠（ロゴス）をソクラテスが持っていたからである⁽²⁰⁾。

解釈（R－4）ダイモニオンの信頼性は、ソクラテス自らの経験によって確証されたのであり、それは十分に理性的なもの（ロゴス）である⁽²¹⁾。

これらの解釈はいずれも、さきに挙げた三つの解釈（G 1～3）で議論されたように、「ソクラテスの信頼したダイモニオンの送り手は、いかなる神・ダイモンなのか」を中心的な問題とはしていない。それは何であろうと、「ダイモニオンへの信頼をいかにしてロゴスの立場から説明するか」に精力が傾けられている。なかでも、解釈（R－1）は、ダイモニオンを人間内部に位置づけることによって、送り手としての神・ダイモンを否定するものである。ダイモニオンとは、ロゴスの否定的なはたらきに名付けられた「アイロニックな言及の仕方」にすぎないのであろうか。また、ロゴスのはたらきのもとにダイモニオンを理解しようとするそれぞれの試みも、どの程度、プラトンの報告するダイモニオンのすがたと一致するであろうか。最後に、ソクラテスが語っているダイモニオンの現場に立ち返って、そのうえで、これらの解釈の検討もふくめて、「ガラクシドロスの問い」を考察することにしたい。

第5節 ダイモニオンの現場

さて、特徴（D）において、ダイモニオンは「いつも何かしようとするときにわたしをひきとめる」と言われていた。では、具体的にどのようなソクラテスの行為にダイモニオンは生じ、それを引きとめたのであろうか。また、ダイモニオンが生じることなく許した行為はどのようなものであったのか。ソクラテスが語るダイモニオンの現場はそれほど多くない。これまでに挙げている証言のほかに、以下のふたつの証言を加え、網羅的に見ていくことにする。

証言 1 2

「ところで、わたしはある神の御心によってあそこに、ちょうどそこで君はわたしを目にしたのだが、あの脱衣所にただひとりでたまたますわっていたのだよ、そしてもう立ち上がろうと考えていた。だが、わたしが立ち上がろうとすると、いつものダイモニオンの合図が生じたのだ。それでまたすわったのだ」『エウテュデモス』 272e1-4

証言 1 3

「ところが、そのわたしに対して、朝、家を出てくる時にも、神の例の合図は反対しなかったのです。また、ここにやってきて、この法廷に入ろうとしたときも、反対しなかったし、弁論の途中でも、わたしが何か言おうとしている、どのような場合にも、反対しなかったのです。ところが、それこそほうぼうで、わたしの話を、それは途中から差し止めたものなのです。ところが今度は、いまの行為に関するかぎり、行動においても、言論においても、わたしは反対を受けないでしまったのです」『弁明』 40a8-b6

これまでに挙げた証言すべてをもとに、ダイモニオンが生じてその行為に反対した場合と、生じることなくその行為を許容した場合を羅列すると以下

のようになる。

- ・ダイモニオンが生じたソクラテスの行為

「川を渡る」「立ち上がる」「政治の活動をする」「弁論であることを言う」
「ある人と一緒にいる」

- ・ダイモニオンが生じなかったソクラテスの行為

「家を出る」「出廷する」「弁論であることを言う」「ある人と一緒にいる」

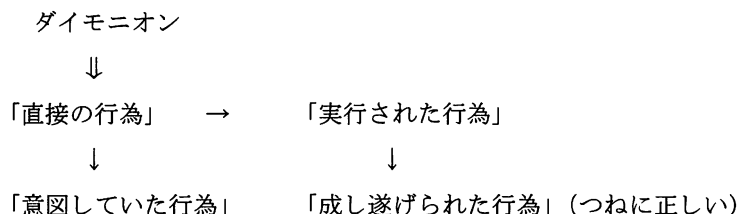
これらの実例を見て、ただちに思い浮かぶのは、ダイモニオンは「些細なことにも」生じる、という特徴（C）であろう。またそれと同時に、これらのなかでは、「政治の活動をする」という実例のみが、それ以外のもの、つまり「些細でないことがら」として異質に見えるかもしれない。さらには、その実例のみが、具体的な行為ではなく一般化された行為のようにも見えるのである。これらの現場に、すこし立ち入って考えてみよう。

5-1 ダイモニオンの声

ダイモニオンがソクラテスに現われるのは、ある特定のいままさに行なおうとしていることに対してである。これをダイモニオンが現れた「直接の行為」と呼ぶことにしよう。たとえば、『パイドロス』では「川を渡る」という行為、『エウテュデモス』では「立ち上がる」という行為である。もちろん、現われなかった場合もある。ただそれも「直接の行為」と呼ぶ。そして、ソクラテスは、そのダイモニオンの発現・非発現によって、ある行為を実行することになる。それを「実行された行為」と呼ぼう。ダイモニオンが現われなかった場合は、「直接の行為」と「実行された行為」は同じものとなったはずである。他方、ダイモニオンが生じた場合には、「実行された行為」は「直接の行為」の否定形となる。ところで、その後者の事態をソクラテスは、証言5において、「わたしの行なおうとしていることが、正しくない場合には反対した」と述べている。しかしながら、「直接の行為」それ自体において、「正しい・正しくない」が成立するわけではない。つまり、「川を渡ること」「立ち上がること」その

こと自体が「正しくない ($\mu\eta\ \acute{o}\rho\theta\acute{\omega}\varsigma$)」と言われたわけではない。じっさい、ソクラテスが「直接の行為」それ自体に考察をめぐらしている形跡はない。むしろ、それら「直接の行為」に続いて意図されていた行為との関係で、「直接の行為」が「正しい・正しくない」と判断されるのである。先の例で言うと、『パイドロス』では「エロースについての議論を終える」ということ、『エウテデモス』では「知者という評判をまとったエウテデモスたちのもとから立ち去る」ということである。それらを、ソクラテスが「意図していた行為」と呼ぶ⁽²²⁾。そして、「意図していた行為」は、ダイモニオンの「直接の行為」への発現・非発現を受けて「実行された行為」の先に、ソクラテスによって成し遂げられる。それを「成し遂げられた行為」と呼ぶ。ダイモニオンに従って「成し遂げられた行為」は、つねに「正しい ($\acute{o}\rho\theta\acute{\omega}\varsigma$)」ことになる。かなり複雑になってきたので、いったん図式化してみよう。

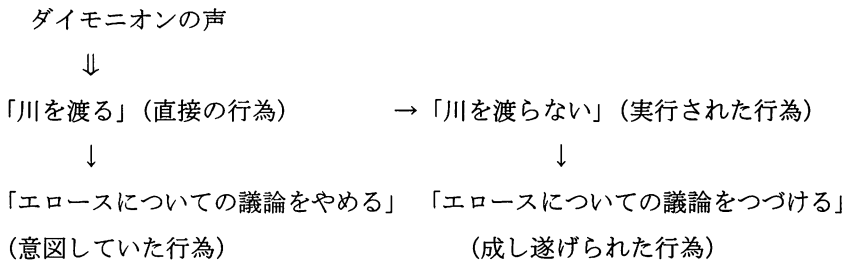
図式1



『パイドロス』での実例にあてはめると、ソクラテスは、「川を渡る」という行為を行なおうとしていたときに、ダイモニオンが生じた。その場合、その行為が「正しくない」のは、それが「エロースについての議論をやめること」へと連なるものだからである。ダイモニオンが生じる「直接の行為」は、それ自体が「正しい・正しくない」が成立しないような「些細なこと」であるが、それが「意図していた行為」は、けっしてそうではないのである。そして、ダイモニオンの反対に従って、ソクラテスは「川を渡らない」ということを実行し、「エロースについての議論をつづける」ということを成し遂げた。

その「成し遂げられた行為」は、「知を愛し求めること」と言い換えてもいい重大なことである⁽²³⁾。ダイモニオンは、そういったことに及ぶのである。けれども、もしそうだとすると、ソクラテスは、自らが最初に意図していたこと（「エロースについての議論をやめる」）を、ダイモニオンによって覆し、ダイモニオンによって「正しい」行為（「エロースについての議論をつづける」）を成し遂げたことになる。そのすがたは、ダイモニオンを優先しロゴスによる判断を覆しているかのようにも見える。というのも、もともと「エロースについての議論をやめる」ことを意図したのは、先に述べたように、ソクラテスによるロゴスのはたらきによるものだからである。

図式 2

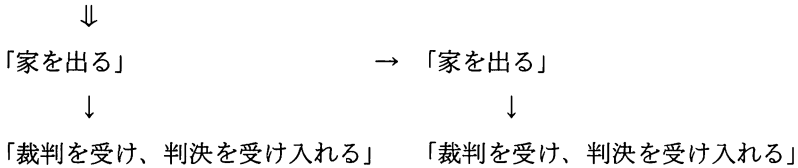


5-2 ダイモニオンの沈黙

今度は、ダイモニオンが生じなかった実例をもとに、その現場を見てみよう。証言 13 によると、裁判の日、「家を出る」「出廷する」「弁論であることを語る」といったソクラテスの「直接の行為」にダイモニオンは生じなかった。そして、それらが「意図していた行為」は、さしあたっては「裁判を受けること」であり、結果もふくめて言うところ「（死刑）判決を受け入れること」である。そして、それぞれの「直接の行為」においてダイモニオンは沈黙をした。それを受けて、それらは「実行された行為」となり、「（死刑）判決を受け入れること」が、成し遂げられたのである。ここまですべてを図式化すると以下になる。

図式 3

ダイモニオンの沈黙



そしてこの「成し遂げられた行為」について、ソクラテスは、「どうもわたしにとっては、善いことだったらしいのです」(40b7-8)と述べている。「善い」という表現は、先に語られた「正しい」という言葉と重なるものであろう。さらにソクラテスは、それが「善い」ものである「最大の証拠」(40c1)として繰り返さう言う。

証言 14

「いつもの合図が、もしわたしに反対しなかったということは、わたしのまさにしようとしていたことが、何かわたしのために善いものでなかったなら、けっして起こりえないことだったのです」『弁明』40c2-3

先の『パイドロス』の実例と同じように、ソクラテスのダイモニオンへの信頼がここでもはっきりと語られている。もちろん、ダイモニオンが生じなかったこの場合、自らによるロゴスの判断を覆すことにはならなかった。それでも、それが「善い」ものである、という決定はダイモニオンが下したことになるのである。つまり、生じる・生じないいずれの場合においても、ダイモニオンは個々の具体的な行為に関与し、それに従ってソクラテスは、ひとつの具体的で、しかも「正しい・善い」行為を成し遂げることになったのである。

だが、このダイモニオンが生じずに成し遂げられた「善い」こととは、判決を受け入れることであり、もっと具体的に言うと、死ぬことである。そし

て、その死をめぐって、ソクラテスは次のようにも語っている。

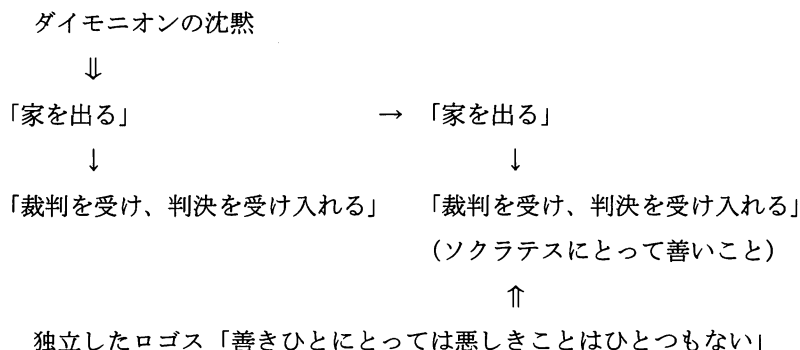
証言 15

「しかしながら、諸君にも、裁判官諸君、死というものに対して、よい希望をもってもらわなければならないのです。(i) 善きひとには、生きている時も、死んでからも、悪しきことはひとつもないのであって、そのひとは、何と取り組んでいても、神々の配慮を受けないということは、ないのだという、この一事を、真実のところとして、心にとめておいてもらわなければなりません。(ii) わたしに関することも、いわれなしに、いま生じたのではない。もう死んで、めんどろから解放されたほうが、わたしのためにはむしろよかったのだということが、わたしにははっきりと分かるのです。(iii) このことゆえにまた、例の神の合図も、わたしをどこににおいても、阻止しなかったのです」『弁明』41c8-d6

この証言の後半部分 (ii) でソクラテスは、「もう死んでしまうことの方がわたしにとっては善い」、そのことが「明らかである」と述べている。それは、いまうえでも確認したように、ダイモニオンへの信頼 (iii) によって支えられている。しかしながら、前半部分 (i) で、ソクラテスは、「善きひとにとっては悪しきことはひとつもない」ということを「真実として心にとめておかねばならない」とも語っている。いったい、この「善きひとにとっては悪しきことはひとつもない」という命題は、どこから導き出されたものであろう。というのも、この命題は、明らかに次元が異なる。すなわち、ダイモニオンが生じる・生じない現場で見られた具体的な事柄ではなくて、もっと一般的なことが語られているからである。ダイモニオンによる個別的な命令と、ロゴスによって示される一般的な原理とは、しばしば指摘されるように⁽²⁴⁾、明確に区別されねばならない。たしかに、第2節で述べたような帰納による一般化がソクラテスにおいてはなされているであろう。しかしそれはソクラテスの経験の内部での一般化である。この証言 15 (i) で語られてい

るような次元での一般化は、ダイモニオンに依拠する（きっかけとする）ロゴスによっては成り立たないはずである。さらに『弁明』の議論で言うと、ソクラテスは（i）を「よい希望」として語っているが、それはダイモニオンへの信頼（iii）から導き出されたもの（ii）とは、別の系列から得られた結論なのである。すなわち、「しかし考えてみようではないですか。次のように考えても、それが善いものだということは、大きな希望としてあるのですから」（40c4-5）という言葉とともに始められた、まさにソクラテスによるロゴスなのである⁽²⁵⁾。もしそうであるならば、ダイモニオンとは別に独立して、ソクラテスがロゴスによって獲得した一般的な命題、あるいは原則といったものが、ダイモニオンの現場においてもはたらいていると言えるかもしれない。そしてそれが、ソクラテスによって「成し遂げられた行為」の「正しさ・善さ」を下支えしている、というのは十分考えられることである。図式化すると、以下になる。

図式3'



そして、以上のような考えにもとづき、他のダイモニオンの現場を見てみると、やはり同じように、一般的な命題がひそんでいるように思われる。先の『パイドロス』において、ソクラテスは、ダイモニオンをきっかけとして、「エロースについての議論をつづける」という、「正しい・善い」行為を成し

遂げた。だがそれは同時に、わたしたちがよく耳にする、ある一般的な命題によっても支えられているのではないだろうか。すなわち、『弁明』での、「人間にとっては、徳その他のことについて、毎日議論するという、このことが、まさに最大の善きことである」（38a2-4）というソクラテスの発言のことである。というのも、もしダイモニオンがソクラテスに固有なものであって、そこから一般的な命題が導き出されえないとすれば、このソクラテスの主張も、ダイモニオンとは別のロゴスによって獲得されたと考えねばならないはずである。

図式2'

ダイモニオンの声

↓

「川を渡る」

↓

「エロースについての議論をやめる」

→ 「川を渡らない」

↓

「エロースについての議論をつづける」

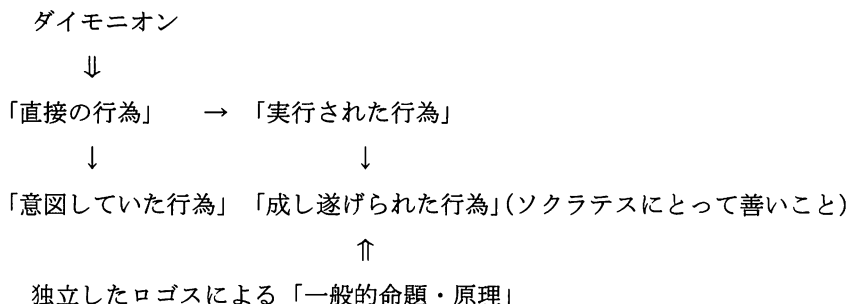
（ソクラテスにとって善いこと）

↑

独立したロゴス「議論をする（知を愛し求める）ことは善いことである」

また、『エウテュデモス』で語られたダイモニオンの現場も、同様のことが言えるようにわたしは思う。そして、それらを一般化すると、以下のようになるだろう。

図式 1'



このように考えると、「一般的命題・原理」のレベルでのソクラテスの判断に、ダイモニオンが反対をした場合は一度もないことが分かるであろう。ダイモニオンの反対は、それ自体としては些細な事柄である「直接の行為」に、そしてさらには「意図していた行為」に向けられていたのである。たしかに、そこにもロゴスによる行為の決定はあり、それにダイモニオンは介入する。しかし、それは、一般的命題のレベルでのロゴスが個々の状況によって正しく成し遂げられない、ということを告げているのである。そういう意味で、ソクラテスのロゴスの判断がダイモニオンによって覆されたのではないか、という心配は無用である。ダイモニオンは、一般的命題が適用される個々の状況について、ソクラテスに警鐘を鳴らす、そのような役割であると考えることができるであろう。

また、この節のはじめに、「政治の活動をする」ということへのダイモニオンの反対が、すこし異質なものではないかと述べた。だが、その点も上の図式をあてはめて考えてみれば、何ら問題にはならない。まず、ダイモニオンが生じた現場はおそらく、些細なソクラテスの行為であろう⁽²⁶⁾。たとえば、「民会である何かを発言する」という意図をもって、家を出ようとしたとき、あるいは起き上がろうとしたとき、といった場面が想像される。そういった「直接の行為」へのダイモニオンの声をもとに、ソクラテスは、政治活動をすることは自分にとっては善くない、という判断を得たのである。だがそれ

はけっして「一般的命題」ではない。むしろこの件での一般的命題を考えるなら、「哲学者は政治的活動を行なうことが善い」というものになるだろう。言うまでもなくそれは、『国家』のなかでの壮大な議論（ロゴス）によってソクラテスが獲得したものである。そして、その一般的命題がいまこのアテナイの状況では正しく成し遂げられない、ということ、を、きっとダイモニオンは、いくつものソクラテスの些細な行為に生じることで告げたのである。

ダイモニオンの現場を、まとめておこう。（ここでの数字番号は本論9頁の定式と対応している）

- （1）ソクラテスは、ある何かの行為をロゴスによって意図し、そこへと連なる、それ自体では「正しい・正しくない」といったことが成立しない些細な行為を行なおうとする。
- （2）その些細な行為にたいして、ダイモニオンが生じる、あるいは生じない。
- （3－1）ソクラテスはダイモニオンに従って、その行為を実行する。（「実行する」は否定形も含む）
- （3－2）そして、その行為に引き続き、ソクラテスはある行為を成し遂げる。
- （4）その成し遂げられた行為が、ソクラテスにとって「正しい・善い」ものであることを、ソクラテスはダイモニオンをきっかけとしたロゴスによって納得している。
- （5）同時に、それが「正しい・善い」ものであることは、ダイモニオンとは別に、ソクラテスがロゴスによって獲得した一般的な原理によっても確証される。

さいごに ガラクシドロスの問い

さいごに、残っている課題にこたえることにしよう。これまでに明らかになったのは以下である。ダイモニオンは、それがダイモニオンとして成立するにはロゴスのはたらきを必要とする（第2節）。ソクラテスは、ダイモニ

オンを、他の一般的な神・ダイモーンと同等に信頼していたが（第3節）、そのあり方（禁止の命令のみを告げる）において特殊であり、その点で、ソクラテスは特殊な対応を必要とした（第4節）。ダイモニオンの現場において、ソクラテスは、ダイモニオンに依拠しないロゴスによる一般的命題・原理を所有していた（第5節）。

以上をふまえて、さきほどの諸解釈を検討すると、まず、ダイモニオンをソクラテスの理性そのものや良心とみなす解釈（R-1）は、ダイモニオンが生じる「直接の行為」が些細な行為であるという点からして、ふさわしくないであろう。そこにおいては、「正しい・正しくない」がそもそも成立しないからである。次に、ロゴスによる批判的検討（エレンコス）によってダイモニオンの確実性が保たれるという解釈（R-2）も、妥当でないように思われる。というのも、ダイモニオンをきっかけとして、ソクラテスの意図していた行為に批判的検討がなされることはあっても、ダイモニオンそれ自体が、その批判的対象となっている場面はなかったからである。ソクラテスは、ダイモニオンそれ自体にたいしては、他の神・ダイモーンにたいするのと同様に、無条件的な信頼を寄せていたのである。そしてその信頼を、論理的に説明しようとすれば、解釈（R-3）のように言えるかもしれない。しかしながら、ダイモニオンと神・ダイモーンとの関係に関しては、さらなる考察が必要である。そして、ソクラテス自身の経験によって、ダイモニオンへの確信が得られたとする解釈（R-4）に関しては、その正しさの一般化がやはり大きな問題となるであろう。

さて、いよいよ「ガラクシドロスの問い」に答える段階である。以上の考察からは、やはりソクラテスには、ダイモニオンとロゴスというふたつの原理が「両立」して見出されたように思われる。では、証言4で言われていたような、「ロゴス以外の何にも従わない」というロゴスの厳密な要求は、すこし割り引いて受け止めねばならないのであろうか。ガラクシドロスの問いに対しては、ある程度その主張を容認しなければならないのであろうか。しかし考えてみたい。ソクラテスにとっては、ダイモニオンの声とロゴスによ

る（一般的原理のレベルでの）判断がたがいに対立しあうことはなかった。むしろ、それぞれが同じひとつの具体的な行為を、正しくソクラテスに指示したのである。また、時として論じられるような、「ロゴスの真理が宗教的な原理によって是認され、他方、同じように、宗教的な原理はロゴスによって基礎づけられる」⁽²⁷⁾ といった、たがいに向き合い支え合うような関係でもなかったであろう。それぞれが、関与し合わずとも、ともにソクラテスをひとつの具体的な善き行為へと導いたのである。そうであるなら、ひょっとすると、ソクラテスにとっては、ふたつの原理がそれぞれ個別にはたらいいていう意識はなかったのではないか。ダイモニオンの声やロゴスによる判断は、ソクラテスのひとつの行為の局面を切り取って考察した場合に、立ち現われてくるのであるが、全体として見た場合、ソクラテスの行為を決定するのは、「神の声」であり、同時に「ロゴスによる判断」であったのだ。いやむしろ、ソクラテスにとってはそれらを区別することの方が、むづかしいことだったのかもしれない。そうであるからこそ、ソクラテスはダイモニオンについて、わたしたちには謎とも思える、あまりに無頓着な態度を取ったのではないだろうか。つまり、ソクラテスにとっては、「ダイモニオンとは何か」といったことはそもそも問題にならなかったし、「新奇なもの」と言われても、それを実感することさえできなかったのであろう。たしかに、子供のころから経験していたダイモニオンは、それを他のひとに語るなかで、どうやら自分にだけ生じる特殊なものらしい、そうソクラテスは気づいてはいた。けれども、ソクラテスにとっては普通の出来事だったはずである。そうだとすると、「ガラクシドロスの問い」は、神の声を聞くことのできない者が、かつてにそれを「ロゴスによる判断」とは別のものとみなして、発した問いではないだろうか。神の声が聞こえ、それが完全に、ロゴスによる判断と一致していたソクラテス自身は、きっと「ガラクシドロスの問い」とは無縁のところにいる⁽²⁸⁾。

引用文献

- Brickhouse,T.C. & Smith,N.D., *Socrates on Trial*, Oxford,1989. (米澤茂・三島輝夫訳『裁かれたソクラテス』東海大学出版会 1994)
- ,“Socrates' Daimonion and Rationality” Destrée,P. & Smith,N.D., (ed.) *Socrates'Divine Sign: Religion, Practice, and Value in Socratic Philosophy*, 2005.
- Brisson,L.,“Socrates and Divine Signal”, in Destrée,P. & Smith,N.D.,2005.
- Destrée,P.,“The Daimonion and the Philosophical Misson:Schoud the Divine Sign Remain Unique to Socrates?”in Destrée,P. & Smith,N.D.,2005.
- Long,A.A.,“How Does Socrates'Divine Sign Communicate with Him”,Ahbel-Rappe,S. & Kamtekar,R., (ed.) , *A Companion to Socrates*, Blackwell,2006.
- Martin,G., *Sokrates*, Hamburg,1967. (久野昭訳『ソクラテス』理想社 1983)
- McPherran,M.L., *The Religion of Socrates*, The Pennsylvanian State Univ.Press,1996. (米澤茂・脇條靖弘訳『ソクラテスの宗教』法政大学出版局 2006)
- ,“Introducing a New God:Socrates and His Daimonion”, in Destrée,P. & Smith,N.D.,2005.
- Nussbaum,M.,“Commentary on Edmunds”, *Proceedings of the Boston Area colloquim in Ancient Philosophy*, Vol. II ,1985.
- Reeve,C.D.C., *Socrates in the Apology*, Hackett,1989.
- Taylor,A.E.,*Varia Socratica*, Oxford,1911.
- Vlastos,G., *Socrates-Ironist and moral Philosopher*, Cambridge,1991.
- , *Socratic Studies*, Cambridge,1994.
- 岩田靖夫『ソクラテス』勁草書房 1995.
- 加藤信朗『初期プラトン哲学』東京大学出版会 1988.
- 中澤務『ソクラテスとフィロソフィア』ミネルヴァ書房 2007.
- 田中美知太郎『ソクラテス』岩波新書 1957. (引用頁数は筑摩書房全集第三巻による)
- 訳・校註『ソクラテスの弁明』岩波書店 1974.
- 三嶋輝夫・田中享英訳、プラトン『ソクラテスの弁明・クリトン』講談社学術文庫 1998.
- 米澤茂『ソクラテス研究序説』東海大学出版会 2000.

注

- (1) プルタルコス『ソクラテスのダイモニオンについて』579f-580b 参照。なお、ソクラテスのダイモニオンをめぐる歴史的考察については、拙論「ソクラテスのダイモニオンについて―神霊に憑かれた哲学者」『龍谷大学論集』474・475 合併号（2010 年）を参照。
- (2) 擬作と見なされている『第一アルキピアデス』『テアゲス』においてもダイモニオンは語られているが、ここでは考察の対象外とする。また、『ヒippias 大』で「わたしは、どうもダイモーンの運命がとらえているようです」（304c1）といったダイモニオンへの言及はあるが、ここで述べた意味でのダイモニオンとは見なさない。さらに、『饗宴』では、「ダイモーンのごとき人」（203a5）といった表現は別として、ダイモニオンという言葉は語られていない。しかし、おそらく後代になって、事柄としてダイモニオンによる禁止が語られていると解釈されたところが二箇所ある（175b,220c）。だが、プラトンがそのように理解していたかは確かでないので、本論では考察対象としない。
- (3) このことについて、たとえば「ソクラテスは、この合図の本性と正体について確かなことは知っていない」（米澤,p.101）、「その実体が何であるのか、それを正確には知らない、と言っているものと思われる」（岩田,p.170）といった指摘がある。この謎についてのわたし自身の解釈は後に示される。
- (4) Brickhouse & Smith, 2003, p.43.
- (5) 以下に挙げる例のほかに、『クリトン』44a、『パイドン』60e も参照。
- (6) McPherran,2003,p.16.
- (7) Taylor,p.22.
- (8) 米澤,p.110-111.
- (9) もっとも、ヘシオドスのように、ダイモーンを各人につきそう守護神的なものと考えれば、ソクラテスの守護神はソクラテス固有のものとなるが、証言5はそのような意味で語られているとは思われない。
- (10) Brickhouse & Smith は、ここで「メレトスが畏にはめられた」と考えるのを「標準的見解」と呼んでいる（1989, 邦訳 194）。
- (11) 「『弁明』のソクラテスはこれ（新奇なダイモニオンに関する訴状部分）に何の弁明もしていない」として、そもそもその部分が「まじめに訴状のうちに上げられていた

のかどうかは疑問である」といった解釈も可能である（田中,1974,p.95）。だがこの謎に関するひとつの解釈は後に示す。

- (12) ともあれ、これらの問題は、最終的には、当時のダイモーンがそもそも何であるかを明らかにしないかぎり、答えは見えてこない。ダイモーンは、証言 1 1 によると、「言い伝えられているような女性から生まれた」とも言われている。プラトンの時代に、ダイモーンにまつわる伝説がすでに存在していたと考えられる。
- (13) 特徴（E）を現時点のソクラテスに限定し、可能性としてはすべてのひとがダイモニオンを聞くのであって、そういう意味では特殊なものではない、といった解釈も提出されている（Destrée,Riel）。
- (14) もちろん、ダイモニオンを内なる声とみなす解釈も可能であり、そうなると「送り手」が自分自身の理性か（Nussbaum,p.234）、あるいは「ソクラテスに属しているプライベートな神」（Riel,p.35）であることになる。そうなると、（ α ）の点で特殊であることになる。
- (15) Long は、聖パウロやジャンヌ・ダルクまでを引き合いに出して、「禁止の命令」という点での特殊性を認めない（Long,p.65）。しかし、わたしが知るかぎり、当時のギリシア世界に限定するならば、そのような形態での予言は他に見当たらないように思われる。
- (16) 『弁明』 21c1.
- (17) このようなソクラテスの合理的な態度については、「同時にそれは宗教的異端の疑いを招くゆえん」とも解釈される（田中,1957,p.216）。
- (18) Nussbaum,p.234.
- (19) Vlastos,1991,p.170.
- (20) Reeve,p.70.
- (21) Brickhouse & Smith,2003,p.60.
- (22) もちろん、わたしたちの一連の行動のなかから「ひとつの行為」というものを抽出して考えることは難しく、厳密に区分はできないであろう。とくに「意図していた行為」は何層にも連なることがありうる。けっして固定的な区別をここで述べようとしているわけではない。
- (23) このことは、『エウテュデモス』において成し遂げられた行為、すなわち「知者という評判をまとったエウテュデモスたちのもとから立ち去らずに議論する」にもあてはま

る。

(24) 中澤 ,p.88.

(25) 具体的には、来世についての当時の考え方を出発点として、死が善きものであるということ論じる議論である (41c7)。ただ、Brickhouse & Smith によると、これはソクラテスによるレトリックにすぎず、議論と言えるものではない、といった解釈も出されている (Brickhouse & Smith,1989, 邦訳 p.440)。また、加藤によると、(i) は、ダイモニオンという外的証拠とも、ソクラテスによる議論とも「次元を一つ異にする場所で成り立つ」ものとなる (加藤 ,p.97)。

(26) 特徴 (C) の「些細な事柄にも」という点については、「直接の行為」に注目すると、「ダイモニオンには、ただ些細な事柄しか残っていない」(Martin, 邦訳 p.61) と言えるが、「直接の行為」が「意図していた行為」に連なることに注目すれば、ダイモニオンは「いつも哲学的行為やソクラテスのミッションに関係するときに生じる」(Destrée,p.67) と言うこともできる。

(27) Long,p.64.

(28) 本論文は、2009 年 3 月 28 日、古代哲学フォーラム (イリソス会) 第 35 回例会で発表したものに、加筆訂正を加えたものである。なお、本論中のプラトンからの引用は、岩波版『プラトン全集』に準拠しているが、論旨の都合上、改変している箇所もある。